

訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）＆（Ⅱ）
届出ステーション用

ベースアップ評価料の 届出様式と賃金改善計画書の 記載例

【記載が必要なシート】

- ・別紙様式11_訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・別紙様式11_訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）
- ・（別添1）_賃金改善計画書（訪問看護ステーション）

※実際の入力にあたっては

様式や計画書中の記載上の注意や、
施設基準通知等も必ず参照してください。

別紙様式11

受理番号	(訪ベⅠ)	号
------	-------	---

受付年月日	年	月	日	決定年月日	年	月	日
-------	---	---	---	-------	---	---	---

訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）の施設基準に係る届出書添付書類

1 訪問看護ステーションコード(7桁) 7654321
 訪問看護ステーション名 ▲▲ステーション

保険医療機関コード(7桁)と訪問看護ステーション名を記載してください

2 届出を行う評価料

訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)

チェックをしてください

3 対象職員(常勤換算)数

10.0 人

対象職員(常勤換算)数を入力します。

※ 対象職員とは、主として医療に従事する職員(専ら管理者の業務に従事する者及び事務職員を除く。)をいう。
 ※ 0以上の数であること。

【記載上の注意】

- 1 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)の届出を行う場合は、別添1「賃金改善計画書」を添付すること。
- 2 「3」については、届出時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。
 常勤の職員の常勤換算数は1とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該訪問看護ステーションにおいて定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数(当該常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1)とする。

別紙様式11

受理番号	(訪ベⅡ)	号
受付年月日	年 月 日	決定年月日
	年 月 日	年 月 日

訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）の施設基準に係る届出書添付書類（新規・3、6、9、12月の区分変更）

1 訪問看護ステーションコード(7桁)

7654321

緑色の箇所は記載不要（関連する箇所を記載すると自動的に記載されます）他の緑色の箇所も同じです。

訪問看護ステーション名

▲▲ステーション

2 届出を行う評価料

訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）

3 該当する届出

算出を行う月(届出基準別表3を参照)

新規
 区分変更

3月
 6月
 9月
 12月

※ 新規の場合、届出月以前で最も近い月をチェックすること。

※ 例えば令和6年6月より算定を開始する場合、令和6年3月に算出を行う。

該当する区分、届出を行う月（新規の場合、届出月以前で最も近い月）を選択します。

4 対象職員(常勤換算)数

10.0 人

対象職員(常勤換算)数を入力します。

※ 原則2.0人以上であるが、以下の項目に該当する場合はその限りではない。

対象職員(常勤換算)数が2.0人未満の場合、特定地域に所在する訪問看護ステーションに該当するか。

該当する場合はクリックして☑にします。

5 社会保険診療等に係る収入金額(※)の合計額が、総収入の80/100を超えること。

※ 【記載上の注意】4を参照

該当する場合はクリックして☑にします。
 ※該当しない場合は当該評価料を届出・算出することができません。

6 対象職員の給与総額、訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）により算定される点数の見込み、訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）の区分の上限を算出する値(【A】)

(1)算出の際に用いる「対象職員の給与総額」等の期間

①算出の際に用いる「対象職員の給与総額」の対象となる期間(上記「3」の入力に連動)

前年3月～2月
 前年6月～5月
 前年9月～8月
 前年12月～11月

②算出の際に用いる訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）・医療保険の利用者割合の対象となる期間

【算出の際に用いる「訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）の対象期間】(上記「3」の入力に連動)

前年12月～2月
 3月～5月
 6月～8月
 9月～11月

(2)対象職員の給与総額

給与対象月	対象職員の給与総額
2023年3月	4,800,000円
2023年4月	4,800,000円
2023年5月	4,800,000円
2023年6月	9,600,000円
2023年7月	4,800,000円
2023年8月	4,800,000円

給与対象月	対象職員の給与総額
2023年9月	4,800,000円
2023年10月	4,800,000円
2023年11月	4,800,000円
2023年12月	9,600,000円
2024年1月	4,800,000円
2024年2月	4,800,000円

1月当たり給与総額 5,600,000 円 (前回届出時 円)

6(1)①の期間の各月の対象職員の給与総額を入力します。
 ※「対象職員の給与総額」については、賞与や法定福利費等の事業主負担分を含めた金額を計上してください。(ただし、役員報酬については除く。)
 また、看護補助者処遇改善事業補助金や本評価料による賃金引上げ分については、含めないでください。

※ 給与対象月は6(1)①の期間を記載すること。

※ 「対象職員の給与総額」については、賞与や法定福利費等の事業主負担分を含めた金額を計上すること。(ただし、役員報酬については除く。)
 また、本評価料による賃金引上げ分については、含めないこと。

※ 新規届出時は前回届出時欄への記載は不要。

(3) 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）の算定回数・金額の見込み

① 訪問看護管理療養費（月の初日の訪問の場合）の算定回数

算定月	訪問看護管理療養費 （月の初日の訪問の場合）
2023年12月	30回
2024年1月	40回
2024年2月	50回

各月の訪問看護管理療養費（月の初日の訪問の場合）の算定回数を記載してください

1月当たり算定回数 回 （前回届出時 回）

- ※ 算出対象となる期間（算定月）は6(1)②の期間を記載すること。各月に算定した訪問看護管理療養費（月の初日の訪問の場合）の算定回数を記載すること。
- ※ 自費の訪問看護のみの利用者については、計上しないこと。公費負担医療や労災保険制度等、指定訪問看護の費用額算定表に従って訪問看護療養費が算定される利用者については、計上すること。
- ※ 新規届出時は前回届出時欄への記載は不要。

② 算定される金額の見込み

訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）の算定回数見込み

回 （前回届出時 回）

訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）の算定により算定される金額の見込み

円 （前回届出時 円）

(4) 医療保険の利用者割合（対象期間の1月当たりの平均）

算定月	医療保険の実利用者数	介護保険の実利用者数
2023年12月	30人	30人
2024年1月	40人	40人
2024年2月	50人	50人

各月の医療保険の実利用者数を記載してください

各月の介護保険の実利用者数を記載してください

1月当たりの利用者数	<input type="text" value="40人"/>	<input type="text" value="40人"/>
------------	----------------------------------	----------------------------------

医療保険の利用者割合 （前回届出時 ）

- ※ 算出対象となる期間（算定月）は6(1)②の期間を記載すること。
- ※ 同一月に医療保険と介護保険の両者から訪問看護を受けた利用者は、医療保険の利用者として集計すること。

(5) 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）により行われる給与の改善率

（前回届出時 ）

(6) 【A】の値

（前回届出時 ）

【A】=
$$\frac{\text{対象職員の給与総額} \times \text{医療保険の利用者割合} \times 1 \text{分} 2 \text{厘} - \text{訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）}}{\text{訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）の算定回数見込み}}$$

7 前回届け出た時点との比較

- 前回届出時と比較して、
- 対象職員の給与総額(6(2))の変化は1割以内である。
 - 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）により算定される金額の見込み(6(3))の変化は1割以内である。
 - 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）の算定回数の見込み(6(3))の変化は1割以内である。
 - 【A】の値(6(5))の変化は1割以内である。

※ 上記全てに該当する場合、区分変更は不要。

8 6により算出した【A】に基づき、該当する区分

(1) 算定が可能となる区分

訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）1～6

(2) 届出する区分(いずれかを選択)

<input type="radio"/>	届出なし
<input type="radio"/>	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）1
<input type="radio"/>	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）2
<input type="radio"/>	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）3
<input type="radio"/>	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）4
<input type="radio"/>	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）5
<input checked="" type="radio"/>	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）6
<input type="radio"/>	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）7
<input type="radio"/>	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）8
<input type="radio"/>	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）9
<input type="radio"/>	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）10
<input type="radio"/>	
<input type="radio"/>	
<input type="radio"/>	
<input type="radio"/>	
<input type="radio"/>	
<input type="radio"/>	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）16
<input type="radio"/>	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）17
<input type="radio"/>	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）18

白地で表示されている届出可能な区分から、選択してください。グレーで塗りつぶされている区分では届出できません。

算定が可能となる区分に基づき、届出する区分を選択します。また、算定不可となった場合は、届出を行うことはできませんので、本様式の記載は不要です。（訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）の届出を行わない場合は、算定改善計画書の作成のために「参考」シートを記載してください）

Ⅲ-2. 全体の賃金改善の見込み額	
⑧全体の賃金改善の見込み額	386,000 円
⑨うち、ベースアップ評価料による算定金額の見込み（⑦の再掲）	336,000 円
⑩うち、⑨以外によるペア等実施分	0 円
⑪うち、定期昇給相当分	50,000 円
⑫うち、その他分（⑧-⑨-⑩-⑪）	0 円
※ 「⑧全体の賃金改善の見込み額」については、賃金改善実施期間において、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」と、「賃金の改善措置が実施された場合の給与総額」との差分により判断すること。 ※ 「⑨うち、ベースアップ評価料による算定金額の見込み」については、対象職員のペア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む）等の増加分に充てること。 ※ 「⑩うち、⑨以外によるペア等実施分」については、訪問看護ステーションにおける経営上の余剰等を届け出ることにより、当該年度においてペア等を実施した分を記載すること。 ※ 「⑪うち、定期昇給相当分」については、賃金改善実施期間において定期昇給により改善する賃金額を記載すること。 なお、定期昇給とは、毎年一定の時期を定めて、組織内の昇給制度に従って行われる昇給のことをいい、ペア等実施分と明確に区別できる場合にのみ記載すること。 ※ 「⑫うち、その他分」については、賃金改善実施期間において、定期昇給やペア等によらない、一時金による賃金改善額となること。	
以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ1ヶ月当たりの額を記載してください。	
Ⅳ. 対象職員（全体）の基本給等（基本給又は決まって毎月支払われる手当）に係る事項	
⑬対象職員の常勤換算数（賃金改善実施期間（②）の開始月時点）	10.0 人
医療保険の利用者割合	50.0%
賃金改善する前の対象職員の基本給等総額（賃金改善実施期間（②）の開始月）	4,000,000 円
⑭賃金改善する前の医療保険の利用者割合を乗じた対象職員の基本給等総額	2,000,000 円
賃金改善した後の対象職員の基本給等総額（賃金改善実施期間（②）の開始月）	4,032,167 円
⑮賃金改善した後の医療保険の利用者割合を乗じた対象職員の基本給等総額	2,016,083 円
⑯⑭に対する基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）（⑮-⑭）	16,083 円
⑰うち、定期昇給相当分	2,083 円
⑱うち、ペア等実施分	14,000 円
⑲ペア等による賃金増率（⑱÷⑭）	0.7%
Ⅴ. 看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）の基本給等に係る事項	
⑳看護職員等の常勤換算数（賃金改善実施期間（②）の開始月時点）	7.0 人
医療保険の利用者割合	50.0%
賃金改善する前の対象職員の基本給等総額（賃金改善実施期間（②）の開始月）	2,940,000 円
㉑賃金改善する前の医療保険の利用者割合を乗じた対象職員の基本給等総額	1,470,000 円
賃金改善した後の対象職員の基本給等総額（賃金改善実施期間（②）の開始月）	2,962,517 円
㉒賃金改善した後の医療保険の利用者割合を乗じた対象職員の基本給等総額	1,481,258 円
㉓㉒に対する基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）（㉒-㉑）	11,258 円
㉔うち、定期昇給相当分	1,458 円
㉕うち、ペア等実施分	9,800 円
㉖ペア等による賃金増率（㉕÷㉒）	0.7%
Ⅵ. 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の基本給等に係る事項	
㉗PT・OT・STの常勤換算数（賃金改善実施期間（②）の開始月時点）	1.0 人
医療保険の利用者割合	50.0%
賃金改善する前の対象職員の基本給等総額（賃金改善実施期間（②）の開始月）	400,000 円
㉘賃金改善する前の医療保険の利用者割合を乗じた対象職員の基本給等総額	200,000 円
賃金改善した後の対象職員の基本給等総額（賃金改善実施期間（②）の開始月）	403,217 円
㉙賃金改善した後の医療保険の利用者割合を乗じた対象職員の基本給等総額	201,608 円
㉚㉙に対する基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）（㉙-㉘）	1,608 円
㉛うち、定期昇給相当分	208 円
㉜うち、ペア等実施分	1,400 円
㉝ペア等による賃金増率（㉜÷㉙）	0.7%

計画書中の※記載に基づき、⑧⑩⑪を入力します。
 「⑧全体の賃金改善の見込み額」は「⑦算定金額の見込み（繰越額調整後）」以上の金額でなければなりません。
 ベースアップ評価料によらない賃金改善分は⑩及び⑭～⑲のいずれかに含めて記載してください。

対象職種全体と、各職種の基本給、給与総額に係る事項をそれぞれ入力します。
 ここでいう基本給とは、労働契約、労働協約あるいは事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法による支給額をいいます。
 「賃金改善した後の対象職員の基本給等総額（賃金改善実施期間（②）の開始月）」には、ベースアップ評価料によらない賃金改善分も含めて記載してください。
 ここで自動計算される⑯～⑲の値は、全体の賃金改善の見込み額に医療保険の利用者割合を乗じた参考値です。
 以降の㉓～㉖、㉙～㉚、㉜～㉝も同様です。

